

# 最高裁判所 御中

名張毒ぶどう酒事件第7次再審請求・第2次特別抗告審

## 一刻も早い再審開始・ 奥西勝さんの釈放を求める要請書

2012年5月25日、名古屋高等裁判所刑事第2部（下山保男裁判長）は、「名張毒ぶどう酒事件」の再審開始決定を再び取り消し、奥西勝さんの再審請求を棄却しました。

この決定は、半世紀以上にわたる奥西勝さんの無実の叫びを踏みにじり、奥西勝さんを犯人と決めつけた「初めに結論ありき」の不当極まりない決定です。

最高裁判所は、科(化)学的審理を尽くさせるために審理を名古屋高等裁判所に差し戻し、そこで行われた「新ニッカリン T」の成分分析鑑定は、検察官の主張を完全に排斥し、あらためて弁護団の主張を裏付けました。しかし、名古屋高等裁判所は、検察官ですら主張せず、また、新鑑定による裏付けもない勝手な「推論」で再審開始決定を取り消し、「科学的知見に基づく検討をしたとはいえず、その推論過程に誤りがある疑いがある」という過ちを再び繰り返してしまいました。

さらに同決定は、「毒物鑑定」が「本件毒物がニッカリン Tではないことを証するほどの証拠価値(証明力)」を有していないと判示しましたが、これは奥西勝さんに無実の証明を求めるものであり、刑事裁判の原則、そしてまた新旧証拠の総合評価によって確定判決に合理的な疑いが生じれば再審を開始すべきとした「白鳥・財田川決定」に反することは明らかです。「疑わしきは罰する」とした決定は、到底許されるものではありません。

また決定は、奥西勝さんの「自白」が信用できるとしましたが、「毒物の混入機会」など、その根幹部分に変遷があるものがどうして信用できるのでしょうか。極刑まで予想される重大犯罪において無実の人が虚偽自白に追い込まれてしまうことは、近時相次ぐ再審無罪事件からも明らかです。

最高裁判所は、今こそかかる決定の過ちを正す責任があります。そして奥西勝さんの年齢と差戻しによって失われたこの間のあまりにも長い時間を考えれば、最高裁判所自らが再審を開始すべきことは言うまでもありません。

また、奥西勝さんは高齢で体調もすぐれず、即刻釈放されるべきです。

さらに検察官は、都合良く主張を変転させて審理を引き延ばす一方、自らは多くの無罪証拠を隠し続けており、これを放置することは許せません。裁判所にはこうした検察官の不正義を正す義務があります。

私たちは、最高裁判所において、検察官の未開示証拠を開示させること、直ちに奥西勝さんを釈放し、自ら名張毒ぶどう酒事件の再審を開始することを強く求めます。

氏名	住所

2012年 月 日

〔取り扱い〕

えん罪名張毒ぶどう酒事件 愛知・奥西勝さんを守る会  
日本国民救援会愛知県本部

救援新聞

1958年6月10日承認

〒460-0011 名古屋市中区大須4-14-57 山岸ビル4階

TEL 052-251-2625 Fax052-251-8736